

池内 敏著

竹島問題とは何か

木村 幹

「過去の歴史からは自由な若い人達が活潑に交流すれば、歴史認識問題に関わる日韓間のわだかまりもやがては解消していく事だろう」。

一九八〇年代から九〇年代にかけて、日韓関係について語る人々の多くが口にした言葉である。しかしそれから四半世紀近くが経過した今日、日韓関係は寧ろ悪化の一途を續けている。活潑な経済的、社會的、更には韓流現象に見られるような文化的交流にも拘らず、その関係は好轉せず、兩國の関係はその解決の糸口さえ見出しがたいような状況に直面している。

とはいえ、その事は、日韓兩國があらゆる分野において激しく對立しているという事を意味しない。實際、この十年ほどの間の兩國の紛争の殆どは、實は、従軍慰安婦問題と教科書問題、更には竹島（韓國名・獨島。但し本書評では、その名稱が未確定な前近代をも含めて「竹島」という表記で一貫する）問題の三つに關わる部分に集中している。そして、これらの問題が潜在的には數多く存在した筈の日韓間の問題の中で「生き残った」事には恐らく譯がある。それはこの三つの問題が、單なる「過去」に關わる

問題ではなく、現在の我々と密接に關聯する問題だからである。即ち、従軍慰安婦問題は女性の人權問題を通じて我々に結びつき、教科書問題は「今の我々の歴史認識」を寫す鏡の役割を果たしている。そして竹島問題は、韓國においては、日本の「極右勢力」が朝鮮半島の再侵略の意圖を依然としている事の證左として、また、日本においては尖閣問題等と結びつき今日の日本の安全保障上の狀況を示す悪しきシグナルの一つとして、認識されている。

そしてこの結果としての日韓關係の悪化は、逆に我々がこれらの問題について客觀的且つ冷静に議論する事を困難にさせている。とりわけ竹島問題については、日韓兩國政府がこの島に對する領有權が自らにある事を示すべく、異なる主張を持って對峙しており、殆どの議論は「このどちらが正しいか」という視點からなされている。賠償金の支拂いや教育内容のあり方を巡って、兩國の主張の「中間點」を探る事が可能な従軍慰安婦問題や教科書問題とは異なり、「どちらの領土か」を争いあう領土問題はゼロサムゲームになる傾向が強い。だからこそ竹島問題を巡る議論は難しく、時に兩者が延々と自らの主張を展開すると言う、不毛なものとなる。

さて、そのような竹島問題に關する待望の書が本書である。その帯に「歴史學からの回答」と書かれているように、本書はこのような「厄介な」竹島問題について、歴史學の觀點から果敢に切り込んでゐる。著者の池内敏氏は、一九五八年生まれ。所屬先である名古屋大學のサイトには、「近世の日朝關係について、漂流・漂着事件や竹島（鬱陵島）近海の漁業權争いなど、境界領域で發生する問題を素材にして検討している」と書かれており、そ

の博士論文も『近世日本と朝鮮漂流民』である。一九九一年から九年間は、竹島問題と密接な関係を持つ嘗ての鳥取藩のお藤元、鳥取縣の鳥取大學における勤務経験もあり、本書においてはその際における調査・研究が大きな基盤の一つとなっている。まさにこの分野の研究における第一人者だという事が出来る。

正直、このような本格的な歴史學の研究について、政治學や地域研究を生業とする門外漢の評者が、本誌のような傳統ある歴史學學術雜誌にて論じる資格があるとは思えない。だが、假に誤つて引き受けたにせよ、評者としてここで筆をおくことは許されない。そこで以下、飽くまで評者の關心に沿つて、評者の理解した範圍において、本書についてまとめていく事としよう。

まず本書はどのような内容を有しているのだろうか。この點については、淺學の著者の要約よりも、まずはその全體像を理解する爲にその章立てを擧げておく事が有効であろう。

序章 竹島問題をどう解くか…和解に至る知恵を創出するた

めに

第I部 近世日本と竹島

第1章 近世日本の西北境界

はじめに

1 17世紀における竹島(鬱陵島)と松島(竹島)

2 元祿竹島一件における竹島(鬱陵島)と松島(竹島)

島

3 天保竹島渡海禁令

おわりに

第2章 竹島渡海と鳥取藩

はじめに

1 元和4年竹島渡海免許

2 竹島・松島渡海をめぐる大谷家と村川家

3 竹島・松島渡海と幕藩權力

おわりに

第3章 17—19世紀鬱陵島海域の生業と交流

はじめに

1 日本人による鬱陵島海域の利用

2 朝鮮人による鬱陵島海域の利用

3 境界領域に對する意識

4 19世紀における竹島(鬱陵島)認識

おわりに

第4章 『隱州視聽合記』の解釋をめぐつて

はじめに

1 『隱州視聽合記』の構成・内容・用語法

2 「此州」を「竹島(鬱陵島)」とする説について

おわりに

第5章 『隱州視聽合記』の諸本について

はじめに

1 寫本間の異同について

2 甲乙兩系統と著者について

おわりに

第6章 日本の地圖・地誌と竹島

はじめに

- 1 地圖と竹島
 - 2 地誌と竹島
 - 3 近代における島名の混乱
- おわりに
- 第7章 「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」の解釋について
はじめに
- 1 「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」に書かれて
いる事
 - 2 「竹島外一島」の解釋
- おわりに
- 第II部 朝鮮と竹島
- 第8章 安龍福事件考
はじめに
- 1 元祿6年の事件
 - 2 元祿9年の事件
 - 3 安龍福英雄傳説の形成
- おわりに
- 第9章 隠岐・村上家文書と安龍福事件
1 安龍福事件研究の問題點
- 2 村上家文書の構成と概要
 - 3 村上家文書から分かる事
- おわりに
- 第10章 于山島考
はじめに
- 1 文獻上の「于山島」「于山」

2 古地圖

おわりに

第III部 20世紀の竹島

第11章 1905年前後の竹島

はじめに

1 1900年前後の朝鮮人鬱陵島民

2 全羅道巨文島の朴雲學翁

3 『民國日報』記事の解釋について

4 中井養三郎の「りゃんこ島」貸下願

おわりに

第12章 20世紀初頭鬱陵島の日本人・朝鮮人

はじめに

1 空島化政策期の鬱陵島

2 1900年前後の鬱陵島

おわりに

第13章 サンフランシスコ講和條約と竹島

はじめに

1 SCAPIN第677號、SCAPIN第1033號と對

日平和條約

2 對日平和條約のなりたちとラスク書簡

おわりに

總括 竹島論争とは何か

はじめに

1 論點の整理

2 論じ方にかかわって

3 無主地先占は成り立つか おわりに

次に具體的な内容に入っていく事にしよう。

最初に注目すべきは、序章において著者が歴史學分野からこの問題に取り組む事の重要性を、短くではあるが、明確に述べている事である。周知のように竹島問題は、歴史學にのみ關わる問題ではない。同島の領有權に關わる問題については、各々の時點での國際法の議論を理解する必要がある事は勿論、また、その展開については、政治學や社會學からのアプローチも必要であろう。従軍慰安婦問題が歴史學のみならず、法學や政治學、更には社會學や女性學に跨る要素を持つており、また、教科書問題を考える上では教育學の知見が不可欠であるように、竹島問題もまた、歴史學のみの立場から分析を盡くせるものではない。

とりわけ重要なのは、これらの問題が時に事實がどうであるか以上に、人々が事實についてどう解釋し、考えるかに關わる問題だ、と言う事である。従軍慰安婦問題における「廣義／狹義の強制」に關わる議論や、教科書の「書かれるべき内容」に關わる問題が個々の歴史的事實を明らかにする事のみによって定まらないように、竹島問題においても、歴史的事實の確定よりも、時にその歴史的事實が國際法その他の文脈でどのように解釋されるか、という問題が重要となる。

言い換えるなら、他の日韓間の「過去」に關わる問題と同様に、竹島問題もまた歴史學の働きにのみよって解決可能な問題ではない。だが勿論その事は、歴史學がこの問題に對して無力である

という事ではあり得ない。重要なのは、多くの學問が各々の強點を生かして様々な角度から貢獻し得るこの問題に對して、歴史學の強點がどこにあり、その強點を生かす爲の研究・執筆プランを、どうやってくみ上げるかをきちんと考える事である。そしてこの點についての著者の立場は極めて明確である。即ち、今日までの日韓兩國における竹島問題に關わる様々な主張には、多様な史料が援用されてきた。しかしながら、その援用の仕方には時に歴史學的な見地から見て問題がある。だからこそこれを丁寧に檢證し、誤りがあれば正す事こそが、この問題における歴史學の役割だ、というのである。そこにおいて強調されるのは、歴史學が檢證可能性の高い學問である、という事である。確立された「文獻史學の手法」に従って分析すれば、歴史學は特定の史料の内容や意味を明確に定める事ができ、これを生かすことこそが、この問題に對して歴史學が行うべき事である、というのが著者の主張になる。

このような著者のスタンスは、自然科学において存在する理論構築と實驗による檢證、という二つの重要な部分において、自らは檢證の側を引き受ける、とする議論に類似している。そしてその意味は竹島問題におけるもう一つの軸である法學的な議論との關聯を考えればわかりやすい。例えば、刑事裁判における議論を考えてみよう。裁判における檢察官の仕事は自ら起訴した犯罪を立證する事であり、對する辯護士の仕事はこの檢察官の論理に反駁を加え、被告人の利益を守る事である。勿論そこにおいて檢察官や辯護士は、事實に忠實でなければならぬが、同時に彼らの仕事の中心はどうしても、どのような事實を用いて自らの主張すべき議論を強化すべく努めるか、と言う事に集中する。

言い換えるなら、「量刑」をどうするかは別にして、法學、特にその實務分野における議論は最初にある程度結論が決まっております、この結論に沿って事實を拾っていく、という形で構成される傾向がある。辨護士の要求する「量刑」が檢察官の求刑より重い事はあり得ないし、またあつてはならない、と言えばわかり易いかもしれない。

言い換えるなら、このような性格を有する法學においては、ある特定の議論が個々の事實に忠實且つバランスを持つて展開される事が難しい、という問題を持つてゐる。勿論、實際の裁判では檢察官と辨護士の議論を検證し、バランスの良い判断を示すのは、身分が保證された裁判官の役割である。だが残念ながら、竹島問題のような國際問題においては——例えばそれが國際司法裁判所のような權威ある機關に付託されない限り——議論は、「裁判官抜き」で展開される事になる。そしてそのような議論は、必然的にモラルハザードを起しやす。結果、多くの國際問題における紛争では、關係諸國或いはその關係者が、自らに有利なように構成した議論が突出して流布される事になる。

だからこそ、本來的にこのような本質を持つ國際問題に關わる議論が何らかの「檢證」の機會を得る事は極めて重要なのである。そして本書はこの役割を意圖的に擔おうとしている。とはいえそれは著者が竹島問題について「裁判官」の位置に立とうとしている事を意味しない。何故なら實驗による假説の否定が即ち、新たな假説の形成を意味しないように、この形での檢證では、既存の議論を否定する事はできても、新たな議論を構築する事は困難だからに他ならない。だからこそ本書における竹島問題に對す

るメッセージも、主としてこれまでの議論の恣意性を批判するものとなり、日韓兩國の議論のどちらか一方に軍配を上げるものではない。しかし既に明らかのように、このような著者の結論は、本書が前提とする歴史學の役割上當然のものであり、それを以て、本書の缺點であると言う事はできない。

では、その「檢證」の内容はどのようになってゐるのだろうか。章立てからも明らかのように、本書の第一部と第二部は共に、17世紀から19世紀までにおける竹島に關わる日韓兩國の領土認識についての分析となつてゐる。この點について第一部と第二部の住み分けは若干わかりにくい。著者によれば、第一部が日本と竹島の關わりについて論じたもの、そして、第二部が竹島を韓國側の領土とする主張の中で、安福龍事件と于山島に關わる議論について検討したものである、と整理されているが、時代的に、或いは個々の事件においては第一部と第二部にはオーバーラップする部分があり、少し不親切な印象を持たざるを得ない。尙、三一六ページの本文において、第一部と第二部はそれぞれ注釋部を除いても一四〇ページと九〇ページの分量を占めており、本書における議論が本來の著者の専門分野である近世の日朝關係史に關わる部分にどれだけ集中しているかがわかる。

では、これらの部分におけるより具體的な議論を見てみよう。第一章と第二章は共に、江戸幕府による鬱陵島に對する渡海免許發給から同じ幕府が鬱陵島への渡航を禁止するまでの状況を分析している。併せて第三章ではこれを受ける形で、當時の日韓兩國人（本書評では、煩雜さを避けるために、大韓帝國成立以前に近代に關する部分においても「日韓」「韓國」「韓國人」という表

記を便宜的に用いる。)が鬱陵島や竹島をどのように活用してきたかを論じている。章立ての順序とは前後するが、これとほぼオーバーラップする時代を扱うのが、第二部に属する第8章と第9章である。全13章の内のこれら4章だけで、一二〇ページ以上が費やされている事からもわかるように、本書において最も分厚い議論が展開されているのはこの部分である。

では、この部分については、本書はいかなる分析の結果を示しているのか。その実證的手續きの詳細について述べる事は歴史學の門外漢である評者の手に餘るものであり、詳しくは本文を直接参照して頂く事としたい。だが、結局、著者が述べているのは、江戸幕府の發給した鬱陵島への渡海免許の對象に今日の竹島は含まれているとは言えず、故に「江戸時代において竹島は日本の版圖外であった」という事になる。この事は今日の日本の外務省が行っている、江戸幕府の鬱陵島に對する渡海免許發給を、江戸幕府が竹島をも支配していた事の表れである、とする主張を、著者が正面から否定している事を意味している。

とはいえその事は著者が逆に韓國政府によるこの時期の竹島に對する領有の主張を支持している事を意味しない。何故なら、第1章から第3章までとパラレルになる第8章と第9章において、著者は、韓國政府が竹島領有に對する主要な證據として援用している安福龍の發言を詳細に検討し、その重要部分を否定するに至っているからである。取り分け、安福龍が徳川將軍の文書を得た事と、交渉の爲に鳥取城下入りした事があり得ない事については明確な分析がなされており、結果として、安福龍の發言に信憑性がない事を明らかにする事となっている。

本書の續く部分、即ち、第4章から第6章と、これとパラレルな關係にある第10章では、特定の文獻や古地圖を用いて當時の日韓兩國の竹島に對する地理的認識を明らかにしようとする議論についての検討を行っている。具體的な對象となるのは、第4章と第5章においては『隱州視合記』、第6章においては日本側において書かれた地圖や地誌、そして、第10章においては、今日の韓國において竹島の異名とされる「于山島」という名稱に關わる韓國の文獻と古地圖である。

そしてその分析の結果、著者は以下のような結論を下している。第一に「隱州視合記」はその内容においても、またその文獻上の位置づけにおいても、日韓兩國が竹島問題を巡って援用できるような重要史料ではあり得ない。取り分け從來の日本側の解釋には無理があり、これを支持することは不可能である。第二に地圖史料については、飽くまで文字史料に書かれた地理認識を視覺的に補うものに過ぎず、これを過剰に重視する事は禁物であるという結論が下されている。第三に、韓國側の地理認識についても「于山島」という語は、文獻により今日の鬱陵島、竹島、或いは鬱陵島の屬島を示す場合など様々であり、この名稱の用いられ方には歴史的變化があると主張する。故に「于山島」≡竹島という前提で展開される韓國の議論には問題がある、というのがその結論になる。

他方、これらの章と毛色を異にするのは第7章である。著者はこの章において、一八七七年、時の明治政府が下した「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を検討し、ここに書かれているのは「竹島外一島」が日本の領土ではない、という事ではかあり得ず、

またこの「竹島外一島」が今日の鬱陵島と竹島を意味しているのは、この太政官の指令に至るまでの各種文書から疑いの餘地がない、と断定している。故に少なくともこの時期において日本は竹島を領有する意圖がなかった、という理解である。

さて、これら第一部と第二部から導かれる、竹島問題に關する結論は結局何か。それは日韓兩國が共に前近代において自らの側が竹島を支配していた事に關わる有効な史料を提示できていない、と言う事に盡きる。これに加えて日本側については、明治初期の文獻により日本が竹島を自らの領土であったとは認識していなかった事が示されており、日本が前近代以來この島を支配してきた、という議論が成り立たない事を明確に示す結果となっている。

だからこそ、竹島の領有權問題を考える上では、前近代の状況以上に、20世紀以降の展開が重要である、という結論になり、本書は第3部の諸論文に入っていく。この點については、第11章と第12章は、20世紀初頭におけるこの島を巡る状況の分析に當てられている。即ち、第11章では大韓帝國政府と日本政府がこの時期相次いで出した法令や政治的決定、即ち、一九〇〇年、大韓帝國によつて出された「敕令41號」と、一九〇五年の日本政府による閣議決定前後の状況について、議論している。本書は日本政府の閣議決定そのものに關わる分析は欠いているが、これはその経緯はともかく日本がこれ以後、竹島を領有したのは明らかであり、その経緯は餘り重要ではない、という理解かも知れない。ともあれここにおいて著者は、まず、韓國政府が主張する「敕令41號」による竹島支配の證明は、この敕令に使われている「石島」という表記が今日の竹島を示すと言う證明が直接的に爲された事がない

という理由により、門前拂的に棄却する。併せて、當時のこの島においては日本人と韓國人が競業状態にあった事を示し、その結果として浮上したこの島の重要性が、一九〇五年の日本の閣議決定へと導いていく事を示唆している。續く第12章は、この竹島を巡る議論の背景となる、當時の鬱陵島の状況を明らかにしたものであり、鬱陵島に關わる研究の進捗が、竹島問題を考える上でも重要である、と結んでいる。

残る第三部の第13章では、第二次世界大戦後における朝鮮半島の脱植民地化過程で、聯合國、より具體的にはその中心的なアクターであるアメリカが、竹島の領有問題について、どのような判断を下したかを、その歴史的變遷を中心にラフスケッチ的にまとめている。その上で、著者はこの議論がラスク書簡に示されるように竹島は日本領であるという方向へと傾いていった事、但し、このラスク書簡に示されたアメリカの認識には揺らぎがあり、その意味合いについては、今後検討される餘地がある、と結論付けている。

それでは結局、このような議論を経た結果としての、竹島問題に關わる著者の理解はどのようなものなのだろうか。その點については、以下の文章が簡潔にまとめている。

しかしそれにしても、結局のところこの島に對する領有の欲求は、一九〇〇年前後から〇五年までと言うわずか五年内外の期間に日本人・朝鮮人雙方に芽生え、わずかの差で日本政府が先に公式に領有を聲明した、というものである。しかも、ひよっとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認

めうるかもしれない、という微妙さすら孕んでの事なのである。

この理解を異なる形で表現するならば次のようになる。結局、前近代における竹島を巡る状況は日韓兩國のどちらかがこれを有効に支配したと言えるような状況ではなく、少なくとも、従来の議論はその爲の有效な歴史的史料を示していない。だからこそ、19世紀以前における竹島は國際法の言う「無主地」つまり、如何なる國家も領有していない土地であると判断されるべきである、という事になる。

だからこそ著者は、竹島について一九〇五年の閣議決定を以て日本の「無主地先取」が成立し得るという結論に至る事になる。何故なら、一九〇五年以降において竹島が日本によって支配された事は誰の目にも明らかだからである。とはいえ、ここでこのような著者の結論が、飽くまで「條件づき」のものとして示されている事は見落とされはならない。日本による「無主地先取」が成立する爲には、それ以前に竹島が他國によつて有効に支配されていない事が絶対条件である。言い換えるなら、それは、假に韓國政府がこれ以前の段階において自ら竹島を支配していた事を證明する事ができたなら、その時点でこの條件が直ちに忽ち失われる、と言う事を意味している。従軍慰安婦問題において近日、重要史料が発掘されたように、歴史的な議論は常に新たな史料が発見され、それによりこれまでの議論が覆される可能性を有している。取り分け大韓帝國政府の發布した「敕令41號」に關わる議論においては、「石島」が竹島を意味する事を韓國側が證明できれば、状況は大きく變わってくる、という譯である。

以上が、淺學の専門外の評者による本書の要約である。では、我々はこの著作をどのように評價すれば良いのであろうか。第一に指摘すべきは、本書が江戸中期から20世紀までにおける竹島問題に關わる重要イシューを幅廣くカバーしようとする目的で書かれた意欲的な著作だという事である。とりわけ、本來は近世の日韓關係を専門にする筈の著者が、20世紀以後、第二次世界大戰後の對日講和條約の締結過程における聯合國の竹島認識等にまで踏み込んで議論している事に、評者は些かの驚きを禁じる事ができない。本書のような著作を執筆するに當たっては、どこまで自らの専門分野に閉じこもつて議論するか、は、常に一つの重要な選擇肢であるが、この點において著者は敢えて大きなリスクを犯しており、その勇氣には拍手を送りたい。

そして第二に、その事は本書において、著者が自らの専門外の領域にまで無分別に踏み込んだ結果として、本書評のように門外漢による質の低い議論がなされている、と言う事を意味しない。領土問題については、時に、例えば各々の論者が自らの専門領域外の所に踏み込んだ結果として、法學の基礎を缺いた國際法解釋が行われたり、文獻檢證の手續きを無視した史料の引用がなされたりし、結果としてこれらの論者の主張の信用度が大きく損なわれる例が見られている。しかしながら本書においては、著者が自らの認識するこの問題に對する歴史學の役割、即ち、既存の議論において援用される史料に對する「文獻史學の手法」による檢證、という役割に徹した結果、安定したものとなっている。

第三に、但しその事は、本書におけるこれら竹島問題に關わる20世紀以降の問題についての分析が、著者が専門とする前近代の

それと同様の深みにまで到達し得ていると言う事を意味しない。最も重要な事は、前近代に關わる分析においては日本國內に存在する多様な史料を用いた史料間の相互檢證が綿密に行われているのに對し、20世紀以降、特に第二次世界大戰以後に關わる部分においては、既知の限定された數の史料の内容が整理されているに過ぎず、表面的な分析となつてゐる事である。勿論、その事は著者の議論に注目すべき點がない事を意味しないものの、兩者の議論はその深みにおいても、また實證性においても大きく異なるものとなつてゐる。膨大な研究がなされてゐる、講和條約に至るまでの過程についての先行研究の檢討も不十分であり、些か不十分な感を否む事はできない。

第四に本書においては、分析の對象とされてゐる史料の面においても、一定の偏りがあるように思える。本書では、日本側の史料については、中央所在の文獻のみならず、鳥取藩や對馬藩、更には松江藩等に關わる文獻をも數多く利用して書かれており、しかも、そのかなりの部分は本書或いは本書の元になつた著者の論文においてはじめて紹介されたものになつてゐる。しかしながら、他方、韓國側の史料に對しては、その大半が既に先行研究において觸れられたものとなつており、特段の史料的新しさは存在しない。寧ろ、この點における著者の分析は、韓國側の文獻やその解釋の信憑性を日本側の史料により檢討する事に重きが置かれてゐるように見える。勿論、この點は韓國側における史料發掘狀況に影響される所が大きく、著者のみの責に歸する事ができない事は言うまでもない。しかしながら、このような本書に用いられる史料の相違は、結果として、韓國側の主張がより多く否定されたよ

うな印象を讀者に與える結果を齎してゐる。本書が學術書であり、そこに著者の専門性が反映する事がやむを得ないとしても、本書を讀む際には注意すべき點の一つとなつてゐる。

第五に竹島問題においてできるだけ多くの分野や主張を檢討する事に務めた本書であるが、幾つかの重要な部分に對する考慮が不足している事はやはり指摘しておかなければならない。取り分け重要なのは、本書が竹島問題において最重要な議論の一つである「固有の領土」論に餘り配慮せずに書かれてゐる事である。時に誤解されてゐるが、竹島が日本の「固有の領土」である、と主張される時、そこで述べられてゐるのは、竹島が「過去よりずっと日本により支配されてきた」という事ではない。「固有の領土」論とは、特定の領土がその領有權を巡る紛争が勃發する以前において——今日の日本に關わる領土問題において、それは多くの場合、「第一次世界大戰以前において」という事とほぼ同意義である——自國以外に支配された事のない、という主張である。従つて、この主張は、特に一九〇五年から一九四五年の間に竹島を支配した事が明らかかな日本にとつては、一九〇五年以前に他國、つまりは韓國が、この島を支配した事が有効に示されなければ自らの「固有の領土」論が成立する、という論理構造になつてゐる。勿論、この「固有の領土」論が國際法的にどれほどの有効性を持ち得るかは別途議論すべき問題であり、また、日本政府がこの論理を用いたのが實は第二次世界大戰後、北方領土問題が勃發した後の事である事にも注意が必要である。だが、本書において重要なのは、日韓兩國政府が援用した史料の説得力を極力否定した結果、逆に日本側の「固有の領土」論が浮かび上がる結果と

なつてしまつてゐる事である。何故なら、例えば、江戸期や明治初期において日本が竹島を自らの領土だと認識していなかつた、としても、日本の「固有の領土」論には大きな傷にはならないからである。

そして、その事は本書が落としてしまつてゐるもう一つの重要な竹島問題のポイントである「實效支配」の問題と密接に關係して存在している。つまり、假に竹島を巡る議論が「固有の領土」論に則つて展開されるのであれば、韓國側は自らが過去に竹島を「實效支配」してゐた事を示す必要がある。何故なら、ある國家がある領域を「領有」する爲には、單にその領域を認知しているだけでは不十分であり、實際にこれを「支配」しなければならぬからである。言い換えるなら、ある國が過去に特定の領域を「領有してゐた」という爲には、過去に自らが「支配してゐた」事を示す史料等を提出する必要がある。だからこそ、竹島問題においては時に韓國側の主張の検討が日本側のそれ以上に重要になる。何故なら、「固有の領土」論に沿つて議論するなら、韓國側は自らが竹島を一時的にであれ「實效支配」している事を示せば日本側の「固有の領土」論を崩す事になり、逆に韓國側が過去における竹島に對する自らの「實效支配」を證明する事が出来なければ、日本の「固有の領土」論が自動的に成立する、という論理的構造になつてゐるからである。

そして竹島問題について韓國側の主張の中でこれに直接的に関わる部分は、一九〇〇年の「敕令41號」に関わる部分と、前近代の「于山島」に関わる部分である。そしてこの點について、著者は「敕令41號」については、そこに書かれてゐる「石島」が竹島

を示すと言ふ事が證明されてゐない、として、その支配の實態に踏み込む以前の段階で「門前拂い」してゐるのに對し、前近代の「于山島」に関わる部分についてはその意味の搖らぎを指摘する一方で、その中で歴代の朝鮮半島の諸王朝がこれを「實效支配」した事があつたのか否かを示すには至つてゐない。

また、前近代における「實效支配」とはそもそもどのようなものであり、またそれはどのような史料により示す事ができるのかも、この問題を考える上では重要なポイントの一つである。その爲には或いは、竹島に對する兩國の「支配」の實態が、今日兩國が支配する事が當然視されてゐる地域のそれと、どのように異なつてゐたのか、が示される必要がある。その意味で、鬱陵島や隱岐その他の小諸島に對する支配のあり方と竹島に對するその比較は、本來であれば歴史學的な觀點から爲し得るもう一つの重要な貢獻であつた筈である。この點が本書に缺けてゐるのは、些か惜しい、と言わざるを得ない。

このような本書の限界の原因は、本書が今日の竹島に関わる論争の論理的構造に比較的無頓着に自らの議論を展開しているからであるかも知れない。少なくとも、本書においては、この構造は十分に説明されておらず、讀者には本書の各所における議論の重要性がわかりにくくなつてゐる。

一言で言うなら、本書は全體として、數多くの部分において日韓兩國の主張の實證的不十分さを指摘する事には十分成功しているが、その指摘がこの問題にどのような含意を持つのかは上手く説明できてゐない。また、文獻的に史料の検討を嚴格に行ひ、これまで議論の誤りを示すという本書の方法は、(第二次世界大

戦以後の部分を除いて）必然的に日本側に有利なような結論が齎される、という構成になつてしまつてもいる。著者がこれらの點についてより注意深く記述を行い、その議論を構成していれば、本書はよりわかりやすく、また價值のあるものになつたに違いない。

とはいえその事が、本書の價値を大きく損なうものでない事は言うまでもない。取り分け、これまでの竹島問題に關わる議論における史料の援用が如何にいい加減なものであつたかを詳細に示した事は、今後の兩國の議論においても大きな影響を持つてであろう。だが、それよりも重要な事は、本書が現在進行形の政治的、

或いは社會的問題に對して、歴史學が如何にして貢獻し得るかを眞摯に、且つ有效に示しているという事である。政治學や地域研究を生業とする評者にとって、この著作から得られた最大の收穫は、歴史學が如何に重要な學問であり、そこから得られる知見が如何に多いかを確認できた事だつた。だからこそ今後も我々は、歴史學を「恐れつつ且つ敬いつつ」自らの研究を進めていかなければならない。その思いを強くしつつ、ここで本書評の筆を置く事としたい。

二〇一二年十二月 名古屋 名古屋大學出版會
A五判 七十三八八四頁 四六〇〇圓十税